

一般社団法人日本顎関節学会 認定医制度規則（新認定医制度）

平成 25 年 7 月 20 日施行

平成 27 年 7 月 3 日改訂

第 1 章 総則

第 1 条 一般社団法人日本顎関節学会（以下、本学会とする）は、顎関節症の診断、治療にあたる歯科医師又は医師に必要な基本的知識、態度および技能を涵養することを目的とし認定医制度を設ける。

第 2 条 本学会に認定医を設け、認定医制度実施に必要な事業を行う。

第 2 章 認定医申請者の資格

第 3 条 認定医の資格を申請する者は、次の各号すべてをみたしていなければならない。

- 1) 日本国歯科医師又は医師の免許を有する者。
- 2) 認定医申請時に本学会に継続して 2 年以上の在籍期間があること。
- 3) 第 7 条の認定研修の各号をすべてみたす者。

第 3 章 認定医のための認定研修

第 4 条 認定研修は、顎関節症の診断、治療にあたる歯科医師又は医師に必要な基本的知識、態度および技能を涵養することを目的とする。

第 5 条 認定研修の内容は以下に定める。

- 1) 歯科医師又は医師の臨床研修修了登録証取得後、本学会専門医制度における認定研修機関において 2 年以上専門医制度研修カリキュラムに則った診療および研究に従事すること。認定研修機関に所属しない場合は本学会主催の学術講演会（専門医制度研修カリキュラムに則った）を 3 回以上受講すること。
 - 2) 顎関節症の診断、治療に必要な基本的知識、態度および技能の研修。
 - 3) 生涯研修（本学会学術大会および本学会主催の学術講演会に参加）。
 - 4) 医療倫理、医療安全管理、感染予防対策、および個人情報保護等に関する研修。
- 2 この規則に定めるものの他、研修カリキュラムに関し必要な事項は別に定める。

第 4 章 認定医の認定、登録

第 6 条 認定医の認定を受けようとする者は、別途定める認定申請書類に申請料を添えて資格認定委員会に提出しなければならない。

第 7 条 資格認定委員会は認定に際して申請書類審査、認定医講習会および筆記試験を行い、合格者にポスタープレゼンテーションを課し、可否の判定を行う。可否は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成により判定し、理事会の議を経て決定する。

- 2 審査に合格した者は別途定める登録申請書類に登録料を添えて申請を行わなければならない。
- 3 所定の登録手続きを完了した者は認定医として本学会に登録され、認定証を交付される。

第 5 章 認定医の資格更新

第 8 条 認定医は 5 年毎にその資格を更新しなければならない。

- 2 資格の更新には5年毎に別途定める研修実績(学会主催学術講演会3回の受講を含む)を修めなければならない。
 - 3 資格の更新を申請する者は、別途定める更新申請書類に更新料を添えて認定審議会に提出しなければならない。
- 第9条 資格更新は書類審査により行う。可否の判定は認定審議会にて行い、出席委員の3分の2以上の賛成により判定し、理事会の議を経て決定する。
- 2 審査に合格した者は別途定める更新登録申請書類を認定審議会に提出し申請を行わなければならない。
 - 3 所定の更新手続きを完了した者は引き続き認定医として本学会に登録され、新しい認定証を交付される。

第6章 認定医資格喪失

第10条 認定医は、次の理由により認定審議会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2) 認定医の資格更新を行わなかったとき。
- 3) 歯科医師又は医師の免許を喪失したとき。
- 4) 本学会会員の資格を喪失したとき。
- 5) 認定医としてふさわしくない行為があったとき。

前項第5号に該当する場合は、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第7章 補則

第11条 この規則は平成25年7月20日から施行する。

第12条 この規則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。